

国立国会図書館法第二十一条第三項に規定する複写事務を委託する法人の選定手続に関する内規

(令和元年十一月八日国立国会図書館内規第一号)

(目的)

第一条 この内規は、国立国会図書館複写規程(平成十四年国立国会図書館規程第一号。以下「複写規程」という。)第四条の規定に基づき、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十一条第三項に規定する複写事務(以下「複写事務」という。)を委託する法人を選定する手続について必要な事項を定めることにより、当該手続の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(受託者の要件)

第二条 複写事務を委託する契約(以下「委託契約」という。)の相手方(以下「受託者」という。)は、営利を目的としない法人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 国立国会図書館の東京本館、関西館及び国際子ども図書館のいずれにおいても複写事務を実施することができる者であること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項第三号又は第四号に掲げる者でないこと。

(委託契約の期間)

第三条 複写規程第三条第一号に規定する委託契約の期間は、五年とする。

(受託者の公募)

第四条 受託者を選定するに当たっては、公募の方法により行うものとする。

(公告事項等)

第五条 総務部長は、前条の規定による公募を行うときは、提案書の提出期限の前日から起算して少なくとも五十日前に官報、掲示、ホームページへの掲載その他の適切な方法により公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 複写事務の詳細な説明

二 第二条に規定する受託者の要件に関する事項

三 委託契約の条項を示す場所

四 受託者を選定する手続についての説明書の交付方法、交付場所及び交付期間

五 受託者を選定する手続についての説明会の開催場所及び日時

六 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

七 第二条に規定する受託者の要件を満たさない者により提出された提案書及び提案書に関する条件に反して提出された提案書

は無効とすること。

八 受託者の選定方法に関する事項

九 受託者の選定結果の通知日

(国立国会図書館複写事務委託評価委員会)

第六条 受託者として最適な者の特定(以下「特定」という。)を行うため、国立国会図書館に、国立国会図書館複写事務委託評価

委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

一 提案書及び複写に係る技術(以下「提案書等」という。)に関する評価項目及び評価方法の策定

二 前条第二項に規定する事項の策定

三 提案書等の評価

3 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

4 委員長は、総務部総務課長をもって充てる。

5 委員は、利用者サービス部のサービス企画課長及び複写課長、

関西館文献提供課長並びに国際子ども図書館資料情報課長をもって充てる。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(評価項目及び評価方法の策定期期)

第七条 委員会は、第五条第一項の規定による公告に先立ち、前条

第二項第一号に規定する評価項目及び評価方法を定めるものとする。

る。

(提案書等の評価)

第八条 提案書等の評価は、前条の評価項目及び評価方法に従い、

委員長及び委員が各自で行うものとする。

2 委員会は、前項の委員長及び委員各自の評価を総合して、特定を行うものとする。

3 委員会は、前項の特定の結果を総務部長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第九条 委員会は、第六条第二項の事務を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見を聴取することができる。

(受託者の選定)

第十条 総務部長は、第八条第三項の報告を踏まえ、受託者を選定するものとする。

(細則)

第十一条 この内規に定めるもののほか、受託者を選定する手続に關し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この内規は、令和元年十一月八日から施行する。